

れいわ ねん がつ にち
令和6年2月5日
きしや ほつぷようしりょう
記者発表資料けんせい あつぎさしや どうじほつぷよう
(県政・厚木記者クラブ同時発表)あい な えんしよくいん りようしゃ ぎやくたい
愛名やまゆり園職員による利用者への虐待について

けんりつしょうがいしゃしえんしせつ あいな えん していかりしゃ しゃかいふくしほうじん きょうどうかい しよくいん
県立障害者支援施設「愛名やまゆり園」(指定管理者:社会福祉法人かながわ共同会)の職員
が食事介助中に、利用者に対しスプーンを振り下ろし、額に傷を負わせるなどしました。この件
について、2月2日に当該利用者に係る支援給付費の支給を決定した自治体(以下「支給決定
自治体」という。)から園に対して虐待認定がされたことが伝えられました。障がいのある方が
あんしんあんぜん す しせつ ぜつたい こうい けん していかりしゃ ひ つつ
安心安全に過ごす施設として絶対にあってはならない行為であり、県と指定管理者は、引き続き
さいはつぼうし ぜんりよく とく
再発防止に全力で取り組んでまいります。

1 がいよう
概要

- れいわ ねん がつ にち ちゅうしょくじ せいかつしえん だんせいしよくいん だいだんせい きよしつない しよくじ
令和5年12月16日の昼食時、生活支援にあたる男性職員(30代男性)が居室内で食事
かいじょ おこな さい りようしゃ だいだんせい しよくじせつしゅ すす いらだ いかく
介助を行っていた際に、利用者(50代男性)の食事摂取が進まないことに苛立ち、威嚇のた
めにスプーンを振り上げ、振り下ろしたところ、利用者の額に当たり負傷・出血しました。
- えん どうがいしよくいん ほうこく う ちょうさ じじつ かくにん どうじつ しきゅうけつていじちたい
園は当該職員からの報告を受けて、ヒアリング調査で事実を確認し、同日、支給決定自治体
しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう もと つうほう
に、障害者虐待防止法に基づき通報しました。
- また、当該職員へのヒアリングを進める中で、他利用者のタンスから衣類を出して着ようとした
りようしゃ だいだんせい たい きび めいれいくちょう せいし もう で がつ にち
利用者(40代男性)に対し、厳しい命令口調で制止したことを申し出たため、12月27日に
しきゅうけつていじちたい しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう もと ついか つうほう
支給決定自治体に障害者虐待防止法に基づき、追加で通報しました。
- しきゅうけつていじちたい ぜんしや しんたいできぎやくたいおよびしんりてきぎやくたい こうしや
支給決定自治体は、前者については身体的虐待及び心理的虐待、後者については
しんりてきぎやくたい ほんだん れいわ ねん がつ にち どうえん さいはつぼうしきく ていしゅつ
心理的虐待にあるとそれぞれ判断し、令和6年2月2日に、同園に再発防止策の提出を
もと
求めました。

2 かいぜん む たいおう
改善に向けた対応(1) していかりしゃ
指定管理者

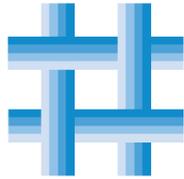
- りようしゃ ほご どうがいしよくいん じたくたいき いっぽう ほうじんしよかん けんりつしせつ しよくいん
利用者保護のため、当該職員を自宅待機にする一方、法人所管の県立施設で職員による
りようしゃぎやくたい つづ たいへん おもう と どうえん とど ほうじんぜんたい りようしゃ
利用者虐待が続いていることを大変重く受け止め、同園に留まらず、法人全体の利用者
しえんどう たいしよ げんいんきゆうめい おこな じっこうせい さいはつぼうしきく じっし
支援等を対象とした原因究明を行い、実効性のある再発防止策を実施してまいります。
- くわ がいぶゆうしきしや だいさんしやいいんかい せつち にちべんれん もと けんしよ すす
加えて、外部有識者による第三者委員会を設置し、日弁連のガイドラインに基づく検証を進
めてまいります。

(2) けん
県

- どうえん たい ふてきせつ しえんどう ちょうさ すす さくねん がつ じっし
同園において、他に不適切な支援等ないか、調査を進めています。昨年11月から実施して
いる随時モニタリングにおいて、指定管理者による対応の進捗状況を把握しながら、改善に
ずいじ していかりしゃ たいおう しんちよくじよきょう はあく かいぜん
向けて必要な指導を行っていきます。また、本件について、他の県立施設とも情報共有を図
む ひつよう しどう おこな ほんけん たい けんりつしせつ じょうほうきょうゆう はか
り、虐待の未然防止に努めてまいります。

※愛名やまゆり園について

【施設の概要】主として、知的障害のある方に対する支援を行う障害者支援施設
【所在地】厚木市愛名1000 【定員】入所120名(うち短期入所20名)



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

問い合わせ先

かながわけんふくし
神奈川福祉子どもみらい局 福祉部障害サービス課
課長 高橋 電話045-210-4702
運営指導グループ 岸岡 電話045-210-4705

